

人権デューデリジェンスの取り組み

1. 概要

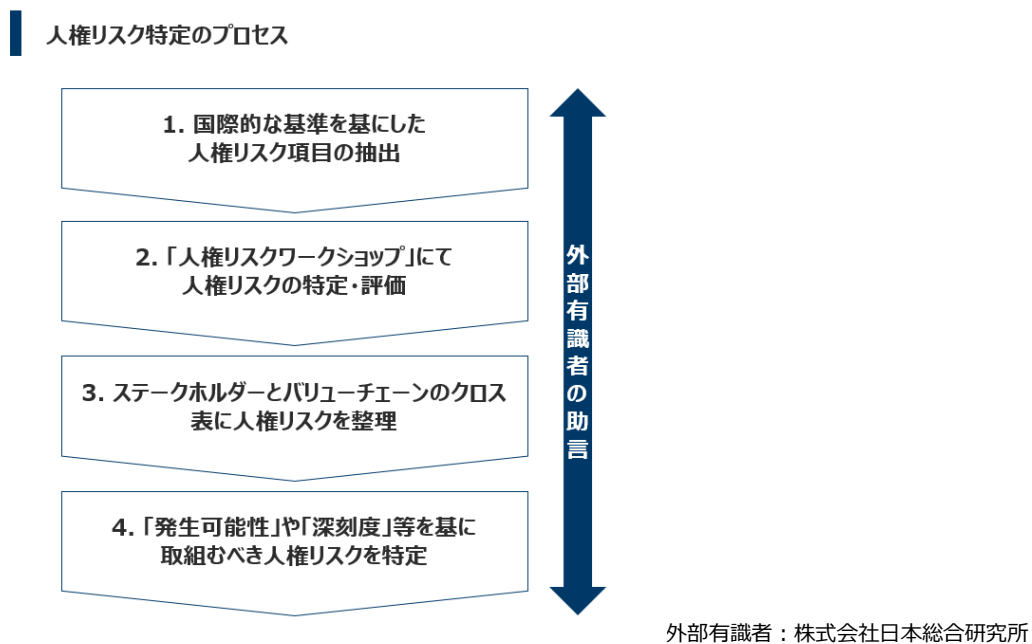
当社では、サプライチェーン全体における人権侵害リスクを特定・評価し、必要な是正策を講じるため、定期的に入権デューデリジェンスを実施してまいります。

2. 初年度の対応

初年度（2025 年 6 月期）においては、人権リスクを特定するプロセスを定め、それにしたがって特定した人権リスクを評価しました。

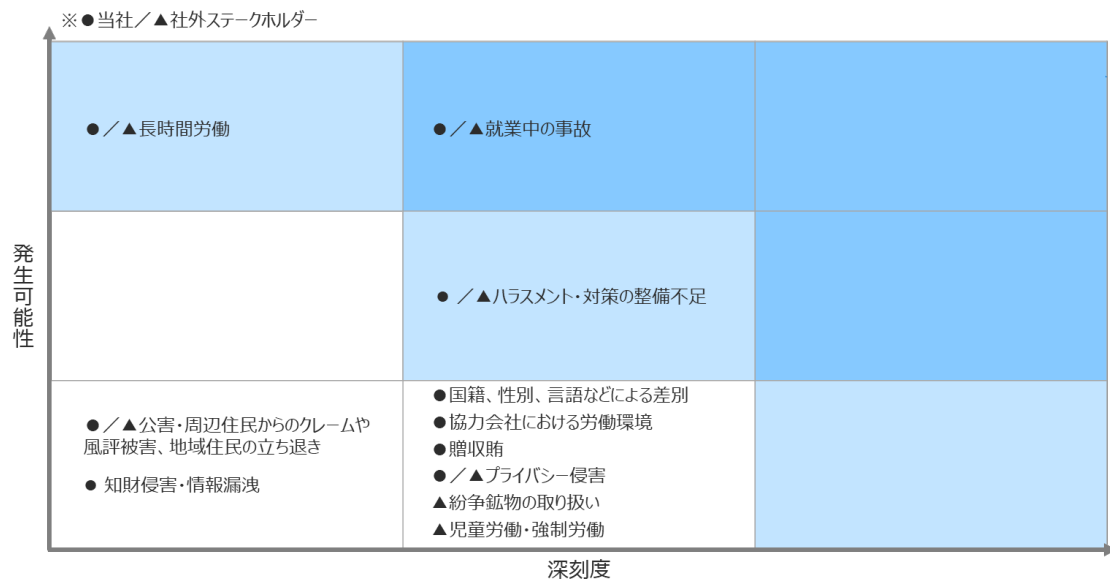
人権リスクの特定プロセス

当社の事業活動の中で、当社が直接またはサプライチェーンにおいて関与しうる人権リスクについて、以下のプロセスで洗い出しを行いました。



人権リスクの評価

特定された人権リスクを、①深刻度、②発生可能性から評価しました。評価結果を2軸の表にマッピングすると以下ようになります。発生した場合に中程度の影響が発生する人権リスクは自社及びサプライチェーンにおいて複数存在しています。また、発生可能性が高度（複数回発生している）と評価される人権リスクがあることも確認しています。



なお、深刻度と発生可能性の判断基準については、UNDP（国連開発計画）の資料を経済産業省が図式化した以下のものを参考に用いています。

深刻度	規模 （影響がどれくらい重大・深刻であるか）	高度	人権侵害が個人・コミュニティの身体的、精神的、情緒的な幸福に対する重大な影響を伴っている。対象になっているコミュニティが特に脆弱な立場にあると考えられる
		中程度	人権侵害が個人・コミュニティの身体的、精神的、情緒的な幸福に対する中程度の影響を伴っている
		低度	人権侵害が、被害者の生活に対する長期のまたは実質的な影響を伴っておらず、脆弱な立場にある人々を対象としていない
	範囲 （影響を受ける人々の数）	高度	影響を受けた人々が多数であること。これには、社員、家族、または労働者、そして周囲の住民が含まれます
		中程度	影響を受けた人々が中程度の人数であること
		低度	影響を受けた人々が少数であること
	是正不能性 （影響を受けた人々について負の影響を受ける前の状況と少なくとも同一または同等の状況に回復させることができる）	高度	即時に措置を講じなければ、人権侵害の影響を是正できないことになる
		中程度	速やかに措置を講じなければ、人権侵害の影響を是正することができない可能性が高い
		低度	人権侵害を完全に是正するために即時に措置を講じる必要はない
発生可能性	高度	事業活動において自由が年に数回発生しており、再び発生する可能性が非常に高い	
	中程度	事業活動において自由が数回発生しており、その業界で過去も発生している	
	低度	事業活動においてその事由が発生したことはないが、その業界で過去に発生した可能性がある	

是正策の検討

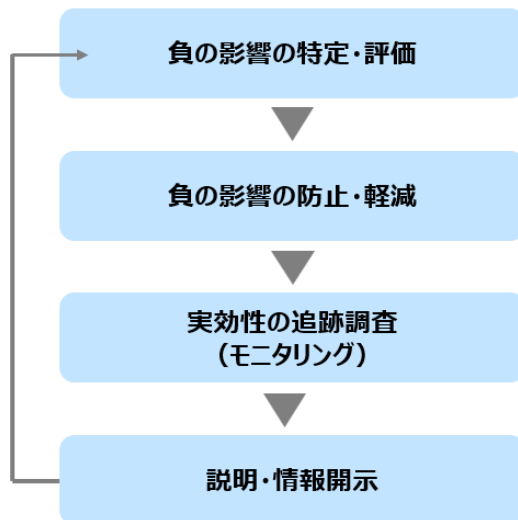
深刻度と発生可能性が中程度以上のものを対応優先度の高い人権リスクと位置づけ、是正策の検討

を進めています。

3. 今後の対応

初年度の結果を踏まえ、今後は対応優先度の高い人権リスクから是正策を実施予定です。実施した是正策の実効性については、追跡調査（モニタリング）を行い、改善が必要な場合には適宜改善してまいります。また、人権リスクの特定・評価については、継続的に見直しを行い、新たに対応優先度の高い人権リスクが特定された場合には、是正策を検討・実施いたします。これら一連の人権デューデリジェンスの結果については、定期的に関示予定です。

是正策の実効性確認



以上